平成２２年（フ）第１００号
名古屋市瑞穂区中根町１丁目28番地　ベルメゾン205号
債務者　三浦恵美子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６０号
愛知県知多市金沢字東寅４番地の25
債務者　吉田　周一
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０号
三重県伊賀市桐ケ丘６丁目206番地
債務者　中井真由美
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第５０４号
大津市大江７丁目12番12号、前住所大津市月輪２丁目３番18号
債務者　森　　久和
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５１５号
大津市栄町20番22号
債務者　岡田　綾子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２６号
大津市木下町11番37号　清風荘Ｂ棟201号室、住民票上の住所大津市馬場１丁目６番12号
債務者　小池　房子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５４５号
大津市大平２丁目31番１―105号
債務者　山田　勝彦
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６５６号
大津市仰木の里東８丁目11番32―１Ｃ　コーポ華樹、前住所大津市衣川１丁目15番８号コーポユース203号
債務者　高原　真弓
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６６０号
滋賀県守山市洲本町1496番地１、前住所滋賀県栗東市上砥山816番地１
債務者　原田　　昇
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６６１号
滋賀県守山市洲本町1496番地１、前住所滋賀県栗東市上砥山816番地１
債務者　スマイリーチープこと　原田智恵美
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７１９号
滋賀県栗東市高野351番地46
債務者　田中　香織
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７２１号
滋賀県栗東市下鈎1109番地
債務者　藤野　美幸
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９号
大津市大将軍１丁目２番１―213号、前住所岐阜県羽島市小熊町内粟野３丁目12番地１
債務者　谷村富志美
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７７４号
広島市安佐南区東原１丁目９番52―８―102号
債務者　中野工業こと　中野　博文
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８１２号
広島市西区横川町２丁目６番８―301号
債務者　河部　善和
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９８３号
広島市西区庚午中４丁目10番21号　石橋荘
債務者　天野　俊治
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０８２号
広島市西区大宮３丁目１番４―701号
債務者　吉田　秀樹
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０８３号
広島市西区大芝３丁目12番５―304号
債務者　吉田恵理子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　広島地方裁判所民事第４部